平成２５年（フ）第１号
兵庫県加東市天神420番地５　リーガルコート東条町215号
債務者　木田　義弘
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第３３８号
香川県高松市円座町995番地　サンタウン円座Ｄ―102号室
債務者　泉保　悦子（旧姓北角）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３３９号
香川県高松市円座町995番地　サンタウン円座Ｄ―102号室
債務者　泉保優美子（旧姓日下部・日比）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第５号
香川県高松市国分寺町柏原41番地　県住19棟302号
債務者　宗近　淳子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１４号
香川県高松市桜町１丁目１番17号　ダイアパレス桜町406号室
債務者　武田　和也
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２７２号
茨城県土浦市真鍋５丁目13―21　メープルハイムＡ棟201号室、住民票上の住所茨城県土浦市真鍋六丁目13番28号
債務者　長峰　鶴夫（旧姓石坂）
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２９４号
茨城県石岡市東成井2779番地３
債務者　鴻巣　芳幸
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第５８号
鳥取県倉吉市伊木267番地２　フォーブル田栗101号室
債務者　吉田　祐子
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第６１号
鳥取県東伯郡三朝町大字三朝765番地２
債務者　中村　真琴
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第１号
鳥取県倉吉市大平町354番地14
債務者　横山　恭平
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第２号
鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下933番地６
債務者　大黒　　豊
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第３号
鹿児島県南九州市頴娃町牧之内3463番地
債務者　白石真一郎
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第８９８号
宮城県塩竈市泉沢町22番８号
債務者　大友のり子（旧姓島）
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３０６号
秋田市牛島東六丁目３番15号
債務者　渡部　勝代
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４９６号
茨城県笠間市平町1884番地151
債務者　森　　順子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１７号
茨城県水戸市堀町2076番地の１　市営堀原住宅４棟３Ｆ３号
債務者　石坂　昌子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２８号
茨城県那珂市戸崎1786―３　ユーキハイツ２号室、住民票上の住所茨城県常陸太田市岩手町405番地の１
債務者　岩間美保子（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
水戸地方裁判所